

日薬業発第120号
令和4年7月19日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その14）
（お盆期間中の検査体制の確保について）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれては、各都道府県における医療提供体制・医薬品提供体制、検査体制の確保にあたってご尽力をいただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

今般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室等より都道府県に対し、お盆期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点から、お盆期間（8月5日から18日まで）において、検査実施事業者における検査体制の確保や、臨時検査拠点の設置等による体制拡充を行うよう事務連絡が発出されるとともに（別添1及び2）、同室より本会に対しても、薬局における検査体制の確保ならびに臨時検査拠点への協力について依頼がありました（別添参考資料）。

つきましては、ゴールデンウィーク期間と同様、無料検査を行っている薬局におかれての検査体制の確保と地域住民への周知、また可能な場合には臨時検査拠点への協力につきまして、貴会ならびに会員各位の協力を賜りたく、参考資料も参照いただきつつ、都道府県とご連携の上ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

また、各薬局におかれても、医療用抗原定性検査キットの販売を行い、地域の医療機関との連携により、地域の感染拡大防止のための対応を図られるよう、併せてお願い申し上げます。

<別添>

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（令和4年7月8日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて（令和4年7月15日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

<参考>

- ・お盆期間期間中の無料検査拠点の確保等について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室との会合メモ、日薬事務局作成）

以上

事務連絡
令和4年7月8日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

○ お盆期間中の検査体制の確保について

お盆期間中においては、無料検査事業の検査需要の増加が見込まれるところであり、期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前に検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があります。

お盆期間に伴い休業する事業者もあることから、経済社会活動を行うに当たり必要な検査の提供が一部の地域で困難となることも想定されることです。

こうした点も踏まえ、都道府県におかれては、お盆期間中における検査需要を踏まえ、必要な検査が実施できる体制を確保できるよう、管内の実施事業者との調整を行っていただくようお願いします。また、管内の実施事業者に対しては、お盆期間の検査需要が増加し、直前期に検査キットの発注が集中する可能性が見込まれることから、7月のうちに必要な検査キットの発注を行うよう、呼びかけをお願いします。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・出口・石本・高木・奥玉
西村・塚本・栃木・大澤・東浦
直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752

事務連絡
令和4年7月15日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. お盆期間に向けた検査体制の強化について

お盆期間（令和4年8月5日から18日までとする。以下同じ。）においては、無料検査事業の検査需要の増加が見込まれるところであり、期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前及び帰省先から戻るに当たり、検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があります。

具体的には、駅、空港、高速道路SA・PAや道の駅など不特定多数の者が集まる場所において臨時の検査拠点の設置を促進すること、また、既存の検査拠点での検査処理能力の拡充にも取り組むことが必要です。

都道府県におかれては、上記を踏まえ、臨時の検査拠点の設置等、体制拡充に向けた取組を行うようお願いいたします。

国においては、交通機関における検査スペースの確保や、臨時に事業を担う事業者との必要な調整を行いつつ、都道府県と緊密に連携を図りながら対応を進めていく考えです。

また、検査促進に係るポスターについては、都道府県においてご作成いただきますようお願いいたします。国からは、夏休み期間中の帰省者に対し呼びかけを行うこととしておりますので、ポスターの作成に当たっては、追って連絡する呼びかけの内容も記載するようお願いいたします。駅、空港等でのポスターの掲示は、施設を管理する事業者が行いますので、掲示部数等の調整を進めていただきますようお願いいたします。

2. お盆期間中の定着促進事業における取扱いについて

お盆期間中に限り、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）については、以下の取扱いを可能とするので、これを踏まえて検査の効率的な実施に努めていただくようお願いします。

(1) 結果通知書の簡略化

実施事業者の事務を軽減し検査処理能力の向上を図る観点から、定着促進事業において抗原定性検査を実施する場合の結果通知書等の発行については、別紙1に示す申込書例の結果通知部分を切り取り検査受検者に交付するなど、簡易な方法によることを可能とします。

(2) 簡易方式による実施

駅構内や高速道路 SA・PA や道の駅などにおいて、期間中の臨時の検査拠点等の検査スペースに制約がある場合であって、混雑等への対応のために必要な場合においては、抗原定性検査の実施につき、以下の簡易方式による実施を可能とします。

【簡易方式】

実施事業者は、検査の受付及び検体採取の立会いのみを実施することとし、実施要領第5条第2項及び第3項並びに第8条の定めに関わらず、検査結果の確認、結果通知書等の発行及び簡易方式により実施した検査のうち陽性結果が判明した者の数の週次報告を行わなくてよいこととする。ただし、検査受検者からの希望がある場合には結果通知書を交付することとする。

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・出口・石本・高木・奥玉
西村・塚本・栃木・大澤・東浦
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752

No. _____

申込書（例）

※お盆期間中において抗原定性検査を実施する場合に限る。

1 本人確認

氏名： _____

住所： _____

性別： _____ 生年月日： _____

連絡先：(電話番号) _____

(E メールアドレス) _____

2 検査利用回数（省略可）

過去に利用した、無料検査（行政検査を除く）の回数

※回数・頻度が多い場合には、理由の疎明をお願いすることがあります。

_____ 回

3 検査目的（✓を記入ください）

本日の検査の目的について、下記より1つ選択

1. 飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、必要であるため（ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査等）（2.に該当する場合を除く）【抗原定性検査により検査実施】

2. その他

※結果通知書を発行する場合は、以下の下線部も記入してください。

キリトリ

【検査結果】

氏名： _____

検査の結果：抗原定性検査 陰性・陽性

実施事業者：○○○○

検査受検日：2022年__月__日（有効期限：翌日）

※陽性の場合、速やかに医療機関を受診してください。

担当者サイン：○○○○

4 3で「1.」を選んだ場合は、以下に該当する場合には✓を記入ください。

検査の目的である経済社会活動の概要・日付が分かる予約票等（切符も可）の提示又は申立書の提出を行った。

【ワクチン接種状況】※いずれか1つ

3回目接種が未了である。

3回目接種済みであるが、

- ・ 対象者全員検査等
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動（帰省を含む）

に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても検査を受検する必要がある、その旨を説明する書類等の提示又は申立書の提出を行った。

（確認事項）※✓を記入ください

仮に検査結果が陽性であった場合には医療機関に受診します。

上記項目につき、虚偽がないことを証するとともに、本申込書は都道府県から求めがあった場合には都道府県に提出されることがあることについて同意します。また、都道府県が必要と認め、本事業の適正執行を確保するため、ワクチン接種の有無についてご記入いただいた氏名・住所・性別・生年月日の情報に基づき、市町村に照会を行ったときは、市町村がワクチン接種歴の有無について回答することがあることに同意します。

※1：ご申告いただいた内容が虚偽であることが判明した場合、検査費用の負担を求めるほか、都道府県が必要と認める措置を講じる場合があります。また、ワクチン接種の有無については、別途自治体において確認する場合があります。

※2：次回の検査申込に当たっては、PCR検査等の結果通知書等の有効期間が3日間とされていること及び抗原定性検査の結果通知書等の有効期間が1日間とされていること等も踏まえ、前回の検査から経過した日数等を考慮の上、申込を行うようお願いします。

担当者確認欄

本人確認の実施	無料検査事業における区分		
	VTP・全員検査等分 (3で「1.」を選んだ場合)	一般分 (3で「2.」を選んだ場合)	対象外 (左記以外の場合)
	* 日付： _____ * 書類の種類： チケット・予約票・切符・ 申立書・その他 ()	/	
実施する検査の種類： ※いずれかを○で囲む PCR検査等・ <u>抗原定性検査</u>	検査結果： ※結果確認した場合いずれかを○で囲む 陽性・陰性・判定不能		
その他：回数疎明を求めた際に記入			

令和4年7月19日
日薬事務局作成

お盆期間期間中の無料検査拠点の確保等について

※内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室との会合メモ（要点）

1. 従来の無料検査拠点（実施事業者である薬局）

- 先般のゴールデンウィーク（GW）期間中の対応と同様、お盆期間中の検査需要に対応できる体制確保について、できる限りご協力を賜りたい。

2. 臨時検査拠点の設置（駅、空港など）

- GW期間中の対応と同様、都道府県の主要駅や空港等に、臨時検査拠点を設置する。
　　<参考> GW期間中の拠点数（全国計）
　　　　　【鉄道】64 拠点、【空港】36 拠点、【高速道路】1 拠点
- 検体採取や判定の手続きについては、GW期間中と同様、臨時検査拠点の場合に限り、簡素化を認める（検体採取の立ち合いは必要であるが、それ以降の結果確認などについては受検者自身が行うこととする）。
- 設置予定期間は、8月5日（金）～18日（木）。
- これまで臨時検査拠点の事業は、都道府県から民間の検査事業者や旅行代理店に対して委託するケースがほとんど。一方、一部の県においては、当該県薬剤師会が委託先として対応した事例もある（福島県）。
- 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下、対策推進室）としては、都道府県薬剤師会のご協力の下、臨時検査拠点を設置できないかと考えている。
- ついては、都道府県薬剤師会として臨時検査拠点の設置にご協力いただける意向がある場合は、できるだけ早急に、①当該都道府県の担当部署に直接コンタクトを取っていただくか、または、②日本薬剤師会を通じてその旨を連絡いただきたい。

○ 日薬を介してご協力の意向の旨ご連絡いただいた場合には、

【日薬】→【対策推進室（内閣官房）】→【当該都道府県（担当部署）】

という流れでコンタクトを図るとともに、対策推進室が仲介役として、都道府県（担当部署）との調整やフォローを行うので、積極的にご検討いただきたい。

○ その他

- ・ 都道府県薬剤師会に臨時検査拠点の設置を委託する場合、必ずしも検体採取の立ち合い者として「薬剤師」であることを求めるわけではありません。
- ・ 薬剤師の方々には、たとえば、臨時検査拠点における専門職としてのアドバイスや、監督的な立場から助言を行っていただくことなどを想定しています（そのほか、民間事業者との連携・対応という形態も含めて考えることも可能）。